

平成 31 年 2 月 13 日

第 5 回「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」
アメリカの情勢

1. ヒアリング先概要

(2018 年)

- ・ 連邦労働省労働統計局 (Assistant Commissioner, Office of Current Employment Analysis)
- ・ ニューヨーク州労働省 (Assistant Deputy Commissioner for Worker Protection)
- ・ ニューヨーク州労働省 労働者保護委員会委員 (コーネル大学 ILR School,) Director Labor and Policy Research)
- ・ ニューヨーク州労働省 労働者保護委員会委員 (Domestic Workers United)

(参考 2016 年)

- ・ マサチューセッツ州政府 The Commonwealth of Massachusetts, Executive office of Labor and Workforce Development, Department of Labor Standars
- ・ ロス・アンジェルス市政府 Bureau of Contract Administration, Department of Public Works

(参考 2013 年)

- ・ フリーランサーズユニオン

2. 雇用類似の働き方に関する概況 (「コンティンジェント(臨時)・オルタナティブ(代替)雇用契約調査」2017 年 5 月)

- 従来型、電子的仲介雇用 (Electronically mediated employment) とともに増えていない。
 - ・ フリーランスを含む独立請負労働者 (independent contractor) 1060 万人。就業人口の 6.9%
 - ・ 160 万人で就業人口の 1.0%。
 - ・ 運輸・施設管理職の 5%、専門職の 3%、ビジネスサービスの 2%、情報関連の 2%
 - ・ 独立自営業の 6%、派遣労働者の 3%、オンコールワーカーの 2%、請負企業の 2%
- 独立請負労働者 (Independent Contractor) の中心は専門的スキルと経験を保有
 - ・ 独立請負労働者：3 人に 1 人が 55 歳以上 (通常の働き方をする労働者は 4 人に 1 人)

年齢と経験を経た上で独立する専門的なスキルを持ち、フルタイム建設産業に多い

3. 雇用類似の労働者に対する保護

■ 連邦政府の議論

- ・ 新たな保護規制として：年金、健康保険、契約上の差別・ハラスメント等における保護規制の必要性が議論
 - ✓ 自営：公的年金は強制加入だが一定所得未満は対象外、健康保険はオバマケアでカバー、失業保険は人件費総額に応じて雇用主が負担)
 - ✓ 労働組合 (AFL・CIO) が独立請負労働者(independent contractor)を対象とした保護法、Worker's Bill of Right を要求 (公正労働基準法(Fair Labor Standard Act)、NLRA に準じる保護規定)
- ・ 低賃金労働問題として：誤分類(Misclassification)の修正→従属的請負から雇用への区分修正 (連邦労働省、内国歳入庁、住宅都市開発省等が対応)

■ 州・市政府の議論

- ・ 新たな保護規制として
 - ✓ ニューヨーク市：Freelance Isn't Free Act (On May 15, 2017, Local Law 140 of 2016)
 - ✓ ニューヨーク州、ハワイ州、カリフォルニア州：「家内労働者の権利の章典 (Domestic Worker's Bills of Right)」
 - ✓ サンフランシスコ市：「小売り労働者の権利の章典(Retail Workers Bill of Rights)」
 - ✓ 保護規制を求める運動
- ・ 保護規制に関する保護規制の法令順守の問題として
 - ✓ 労働基準監督官の圧倒的不足
地域組織(Community Organizations)、労働者権利擁護組織の巻き込み
省庁横断的な連携関係の構築 (州知事、市長主導)
実態調査把握 (州知事、市長主導)
 - ✓ 請負元事業主および労働者の法令に関する知識の不足
教育、啓蒙活動
- ・ 低賃金労働問題として

- ✓ 誤分類の修正、未払い賃金の回収
マサチューセッツ州法 General Laws、Title XXI Chapter149 Section148
(Independent Contractor Statue)ほか

4. ヒアリングから

■ 連邦労働省労働統計局

- ✓ フルタイム雇用であっても継続性が保証されているわけではない
- ✓ 独立請負労働者(independent contractor)が増えていないということは、副業としても増えていないということを否定するわけではない
- ✓ 世帯調査に基づくものであり、不法滞在の状態にある外国人も含む
- ✓ 高技能・高収入の独立請負労働と、主業の収入が低いために請負労働を行う労働者に二極化
- ✓ 電子的仲介雇用 (Electronically mediated employment) が将来的に増えるかどうかは不明だが、現状は従来型雇用といえる

■ 州・市政府

- ✓ 法令順守が最大の課題 (新しい規制、従来型ともに)
- ✓ 省庁横断的情報共有、地域組織、労働者権利擁護組織などの総合的方策を活用
- ✓ 低賃金請負労働問題は地下経済問題(Underground Economy)として認識

■ ニューヨーク州労働者保護委員会委員

- ✓ 地域組織、労働者権利擁護組織ともに規模、組織体制が脆弱のため不十分
- ✓ 労働者権利擁護組織はそのためメディアプレゼンスを高めることや、保険企業としての役割に傾斜
- ✓ 低賃金請負労働問題は雇用労働の問題として扱うべき

■ Domestic Workers United

- ✓ 労働者教育に注力
- ✓ 事業者団体と提携
- ✓ Domestic Worker's Bill of Right を連邦法にするための活動を展開

5. 政策的インプリケーション

- 「高所得」、「低所得」に応じた雇用類似労働者の保護
- 低所得労働者保護のための Misclassification Issue（誤分類）の修正
- 複数就労を余儀なくされる労働者の収入の安定の確保
- 法令順守の具体的手段の確保
 - ✓ 省庁横断的な対応
 - ✓ 地域組織、労働者権利擁護組織との連携
 - ✓ 事業主、労働者の教育・啓蒙活動